



番号	基点	方位	距離
1点	太濃地島三角点(43)	36度20分	2,025メートル
2点	1点	165度45分	2,255メートル
3点	海上交通安全法施行令(昭和48年政令第5号)別表第二水島航路の項第1号に掲げる地点		
4点	3点	320度30分	570メートル
5点	4点	38度	260メートル
6点	5点	345度30分	1,590メートル
7点	6点	3度20分	260メートル

太濃地島三角点(43)

北緯34度26分52.5秒 東経133度45分11.6秒